

# 令和2年度 高齢者用肺炎球菌 予防接種 4月開始

高齢者が重篤になりやすい肺炎をひきおこす原因のひとつである肺炎球菌感染症を予防するためのワクチンです。令和2年度対象の方は下表のとおりです。このほか、接種日現在60歳以上65歳未満の方で心臓・腎臓・呼吸器・免疫機能に障害を有する身障手帳1級の方も対象となりますので、接種を希望される方は保健所へお申し込みください。※過去に肺炎球菌ワクチンを自費または区の費用助成により接種されたことのある方は、通知があっても対象になりません。

【接種期間】4月1日(水)～令和3年3月31日(水)

【接種方法】保健所から個別に郵送(3月末発送予定)する予定票を、江東区契約医療機関に予約のうえ、お持ちください。

【助成回数】生涯に1人1回

【接種費用】4,000円(自己負担額) ※生活保護受給者・中国残留邦人等支援給付者は自己負担免除となります※令和元年度対象の方の接種は、3月末までとなりますので、希望される方は期限内に接種してください。

【保健所保健予防課感染症対策係】 ☎(3647)5879 FAX(3615)7171

# 心身障害者医療費助成

この春中学校を卒業し、江東区子ども医療費助成(㉔)制度の受給が終了(15歳に達した日以後の最初の3月31日まで)する方のうち、次に該当する方は心身障害者医療費助成(㉕)制度の対象となりますので、申請手続きをしてください。

【対象となる方】 次のいずれかの手帳をお持ちで、健康保険に加入している方

- 身体障害者手帳1級・2級(心臓・腎臓等内部障害については3級まで)
- 愛の手帳1度・2度
- 精神障害者保健福祉手帳1級

【対象とならない方】

- 保護者等の所得が所得制限基準額を超えている方(下表のとおり)

所得制限基準額表

適用期間	4/1(水)～8/31(月)	
対象所得	平成30年中所得	
扶養親族の数	所得制限基準額	扶養親族が5人を超えるときは、1人につき38万円を加算します。扶養親族の中に、同一生計配偶者(70歳以上に限る)、老人扶養対象扶養親族(19歳未満の者に限る)がいるときは、左記基準額に一定額を加算します。医療費・社会保険料(一律80,000円)・配偶者特別控除等については、総所得より相当額を控除します。
0人	3,604,000円	
1人	3,984,000円	
2人	4,364,000円	
3人	4,744,000円	
4人	5,124,000円	
5人	5,504,000円	

## 令和2年度に対象となる方

年齢	対象となる生年月日
65歳	昭和30年4/2生～昭和31年4/1生
70歳	昭和25年4/2生～昭和26年4/1生
75歳	昭和20年4/2生～昭和21年4/1生
80歳	昭和15年4/2生～昭和16年4/1生
85歳	昭和10年4/2生～昭和11年4/1生
90歳	昭和5年4/2生～昭和6年4/1生
95歳	大正14年4/2生～大正15年4/1生
100歳	大正9年4/2生～大正10年4/1生

# 令和2年度 マイナポイント 買い物で利用できるポイントを付与

国は令和2年度にマイナンバーカードを活用した消費活性化策を実施します。これは、マイナンバーカードをお持ちの方で、キャッシュレス決済サービスで一定額を前払い等した方に対して、プレミアム分として「マイナポイント」を付与するものです。キャッシュレス決済サービスを利用し、このポイントを買った物に使うことができます。

マイナポイントを利用するためには、マイナンバーカードの取得とマイキーIDの設定(マイナポイントの予約)およびマイナポイントの申込が必要となります。マイキーIDは、パソコンおよびカードリーダー、または公的個人認証サービス対応のスマートフォンをお持ちの方はご自身で設定できます。詳細は総務省ホームページをご覧ください。

【ポイント付与率】2万円までの前払い(チャージ)等に対して5,000ポイントを上限として付与(プレミアム率25%)

【申込開始】7月1日(水)～(予定)

【利用期間】9月1日(火)～令和3年3月31日(水)(予定)

【マイキーID設定支援窓口】 パソコン等の操作が慣れない方やカードリーダーをお持ちでない方でもマイキーIDの設定ができるよう、設定支援窓口を開設しています。支援員がマイナポータル用端末で設定のお手伝いをします。ご希望の方は、マイナンバーカードをご持参のうえ、区内3か所にあるマイナンバーカード交付窓口までお越しください。なお、設定にはマイナンバーカードに搭載された利用者証明用電子証明書の暗証番号が必要です。

【届出に関すること】区住宅課住宅指導係 ☎(3647)9473 FAX(3647)9268

【届出の記載方法に関すること】分譲マンション総合相談窓口 ☎(6427)4900

【その他制度に関すること】東京都住宅政策本部住宅企画部マンション課 ☎(5320)5004

# マンション管理状況届出制度 4月1日(水)から開始

分譲マンションは、建物の老朽化と居住者の高齢化という「2つの老い」に直面しようとしています。東京都では、こうした状況を踏まえ、管理状況届出制度を開始します。

【届出開始日】4月1日(水)「届出先」区住宅課住宅指導係「届出の対象となるマンション」昭和58年以前に新築された6戸以上

分譲マンション※対象でない分譲マンションも自主的に届出することもできます。

届出の対象となるマンションについては、東京都から届出用紙や制度のご案内をお送りします。届出の内容等の詳細は、東京都マンションポータルサイト(HP) <http://www.mansion-tokyo.jp/index.html> をご覧ください。

## 被災地への義援金 ありがとうございます 義援金の受付は再度延長

今年度、地域振興課および出張所窓口で多くの義援金寄せられました。令和2年2月までに、令和元年台風第15号災害は16件、総額11万7,854円。令和元年台風第19号災害は30件、45万6,820円。その他、平成30年7月豪雨災害等あわせて59件のご支援をいただきました。区報掲載にてお礼とご報告に代えさせていただきます。

いただきました義援金は県の配分委員会を通じて全額被災された方々に配分されます。

なお、平成30年7月豪雨災害・台風15号および台風19号災害は令和2年6/30(火)、東日本大震災は令和3年3/31(水)まで、義援金の受付が延長されました。受付は、地域振興課(区役所4階26番)のほか、郵便局からの口座振替もご利用いただけます。引き続きご協力をお願いします。詳細は、区ホームページをご覧ください。

☎ 日本赤十字社東京都支部江東区地区(江東区役所地域振興課地域振興係内) ☎3647-4962、FAX3647-8441

番号4桁の入力が必要です。マイナンバーカードの取得通知カードと一緒に郵送された交付申請書に必要事項を記入し、顔写真を貼ることで郵送申請できます。申請書をお持ちでない方は、お近くの出張所または区民課住民記録係で新しい申請書の交付を受けてください。

【時】平日午前9時～午後4時(水曜は午後6時まで)・日曜開庁日(午前9時～午後4時) ※3月29日(日)は、マイキーID設定支援窓口は開設されません。

【場】マイナンバーカード交付窓口(区役所2階、総合区民センター2階(大島4-5-1)、豊洲ビックセンター11階(豊洲2-2-18))**無料**

【問】マイナポイントに関すること「総務省マイナンバー総合フリーダイヤル☎0120(95)0178※音声ガイダンスに従って「5」番を選択してください。

